

米軍経ヶ岬通信所における境界フェンスの移設について

- 近畿中部防衛局（以下、「当局」という。）は、米軍経ヶ岬通信所（以下、「通信所」という。）用地を米側へ提供するにあたり、平成 25 年 9 月から同年 11 月にかけて、用地取得のための施設用地測量を実施し、境界点を明示するため、仮杭（プラスチック杭または木杭）を設置しました。
その後、米側による通信所整備第Ⅰ期工事（平成 26 年 5 月から平成 27 年 1 月）、第Ⅱ期工事（平成 30 年 4 月から令和 3 年 5 月）が実施されました。
- 当局は上記工事の完了を踏まえ、令和 6 年 10 月から令和 7 年 1 月にかけて本杭（コンクリート杭）を設置するための復元測量を実施し、この復元測量の過程において、米側が設置した境界フェンスの一部が京丹後市所有の土地（里道）に越境している可能性があることを覚知しました。
- 当局は、越境の可能性を覚知した後、速やかに、当該情報を米側と共有し、日米間で連携し、境界に係る双方の認識、米側による工事实施状況の確認など、事実関係の確認を進めるとともに、併行して、越境していた場合における是正措置について調整・協議を実施してきました。
- その結果、今般、米側との間で、本件境界については、当局が実施した復元測量の成果が正しく、既存の境界フェンスの一部が京丹後市所有の土地（里道）に越境（約 4 m²、局試算）しており、速やかに是正する必要があるとの認識共有に至りました。（別紙参照）
- 越境している境界フェンスを是正するための移設工事については、既に当局において所要の調整を進めているところであり、今後、京丹後市とも調整の上、令和 8 年 5 月中の完了を目指して実施する予定です。
- 当局としては、土地の使用権原を取得して米側に提供しているとともに、安全・安心の実現に責任を有する立場として、引き続き米側と意思疎通を図り、速やかに是正措置を講じ、適切に対応してまいり所存です。

概略図

